

3

上下水道の民営化に向けて

石上圭太郎

公的部門の民営化の議論が盛んに行われている。国レベルでは特殊法人の民営化が議論され、地方自治体レベルでも公営病院、公営交通などに加え、上下水道についても経営見直しの一環として、民営化が議論されるようになってきている。民間サイドでも海外企業や総合商社が、上下水道民営化市場への参入を狙って体制を整えつつある。

上下水道の民営化で先行した仏・英・米では、公営事業の民間会社化に限定されず、自治体が所有する上下水道インフラの運営権を10年以上の長期にわたって民間会社に委譲するコンセッション（またはアフェルマージュ）契約など、日本にはない民営化手法も採用されている。今後、地方自治体は、それぞれの目的・事情に合わせて最適な民営化手法を検討することが望ましい。

5兆円の事業規模を持つ
上下水道事業

1 上下水道事業のビジネス ポテンシャル

日本の上水道事業の年間営業収入は3兆円強であり、電気事業の20%、一般ガス事業の120%の規模に達している。一方、下水道事業の年間営業収入は約2兆円強となっており、上下水道合わせて全国でおおむね5兆円の事業規模となっている（下水道

事業にはこの他に、利用者から料金を徴収していない雨水処理費が1兆円程度存在する）。

上水道（計画給水人口5001人以上）事業の多くは、「地方公営企業法」に基づいて地方自治体が設置する地方公営企業により運営されている。また、より小規模な簡易水道（計画給水人口101人以上5000人以下）のほとんどは、地方公営企業法非適用の公営企業により運営されている。一方、下水道に関しては、地方公営企業（法適用および

表1 上下水道事業と類似事業の業績概要比較

	(単位：10億円)							
	水道事業		下水道事業		電力事業	一般ガス事業	関西国際空港	NTT
	上水道	簡易水道	法適用	法非適用	民間企業	民間企業 (事業許可)	株式会社 (特殊法人)	株式会社 (旧特殊法人)
事業者数	1994	1647	121	4418	10社	238事業	1	1
営業収入(A)	(1999年度) 3,004.5	(1999年度) 84.3	(1999年度) 1,120.9	(1999年度) 890.2	(1999年度) 15,287.3	(1999年度) 2,607.8	(2000年度) 119.4	(2000年度) 11,414.1
営業支出(B)	2,459.9	60.7	778.4	630.7	13,124.5	2,448.6	93.2	10,515.8
営業利益(A-B)	544.6	23.6	342.5	259.5	2,162.7	159.2	23.2	898.3
補助金・他会計より繰り入れ	93.0	25.9	177.4	455.5				
特別利益	7.0		1.0				0.1	684.5
支払利息	554.9		509.2		1,152.0	-	41.2	142.8
特別損失	4.5		1.5		504.4		0.2	241.3
純損益(税引き前当期利益)(C)	143.4	-	7.1		538.2	115.7	-15.8	1,169.2
純損益/収入(C/A)	4.8%		0.6%		3.5%	4.4%	-13.2%	10.2%
減価償却額	685.7	-	371	454	2,897.8	315.7	35.0	2,542.9
減価償却/収入	22.8%	-	33.1%	51.0%	19.0%	12.1%	29.3%	22.3%
支払利息/収入	18.5%	-	45.4%	-	7.5%	-	34.5%	1.3%

注) この他に法適用簡易水道事業が34件ある、地方公営企業では「営業収益」、地方公営企業では「営業費用」、地方公営企業では「純損益」(民間企業では税引き前当期利益)
 出所) 水道産業新聞社編『2001年版水道年鑑』2000年12月、日本下水道協会『平成10年度版下水道統計要覧』2000年6月、電気事業連合会統計委員会編『平成12年版電気事業便覧』2000年12月、資源エネルギー庁ガス事業課『ガス事業年報』1999年11月、関西国際空港ホームページ(<http://www.kiac.co.jp>) およびNTTの2001年3月期連結決算短信より作成

び法非適用)により運営されているものが多い。

上下水道事業ともに、一般の事業会社の「企業会計」とは異なる会計処理を行っているため、単純な比較はできないが、大まかに営業利益を計算してみると、表1に示すように上下水道ともに営業収入が営業支出を上回る形になっている。

上下水道ともに事業者数が非常に多く、すべての事業者が財務的に健全であるわけではないが、例えば自治省(当時)の「平成11年度地方公営企業決算の概況」によれば、1999年度に経常利益が黒字になった事業は、上水(簡易水道を含む)で86.5%、下水で95.6%にのぼっている。このように、収支バランス上、上下水道事業は利益を出しうる事業となっている。

2 民営化の意義

上下水道事業は、大きなインフラ投資を伴うため、後年度の金利負担が大きい。特に下水道事業では、かなり大きな「補助金・他会計よりの繰り入れの収入」で金利負担分をまかなう構造になっている。このため、自治体の財政上、できるだけ収入を拡大し、支出を削減することで公費の投入を抑えていくことが望ましい。

一方、運営段階では利益を出せるのであれば、インフラ初期投資についてだけ公費を投入することにより、運営事業を切り出して民営化することが可能である。

自治体の統合・再編が進むなかで、自治体数の約2倍存在している公営上下水道事業の再編も不可避であり、民営化による再編も有力な選択肢となろう。

諸外国で行われている上下水道事業の民

営化は、公営事業体を民間会社化する国鉄民営化のようなタイプのものだけではない。フランスなどでは、政策・規制およびインフラ所有の権限は公的部門に残したうえで、事業・現業部分を民間会社に委ねる形での、公設民営型の上下水道事業民営化を実施している。このタイプの民営化は、支出削減に大きな効果がある。

国際協力銀行のレポートによれば、上下水道に関しては、主に民間投資を伴う大型のプロジェクトだけでも、欧州で44件、南北アメリカで50件、アジア・太平洋で55件、アフリカ・中東で13件の民営化事例が存在する^{文献1}。

日本でも同様に、民営化市場が拡大することを見越し、海外で実績のある外資企業や商社が、上下水道民営化市場への参入を目指して新会社の設立を進めている。具体的には、フランスのビベンディ社と丸紅による「丸紅・ビベンディ・エンバイロンメント」（1999年12月）、三菱商事と日本ヘルスによる「ジャパンウォーター」（2000年7月）などの例がある。

上下水道事業における 民間参入の実態と動向

1 労務代替的な範囲にとどまる 民間の関与

日本の「水道法」は、市町村が認める場合には、民間企業でも上水道事業を実施できるとしており、実際に栃木県の藤和不動産など、10件程度の民営水道事業が存在している^{文献2}。これらの水源のほとんどが深井戸水であり、水源確保の問題は比較的小さい。また、民間委託についても、自治体スタッフの補助業務的な「部分委託」を中

心に、浄水場管理、水質管理、漏水調査、検針、料金徴収などについて、全面委託する例も若干存在している。

一方、下水道については、民間企業が運営主体として実施している例はないが、民間委託はすでに一般化しており、全国の下水处理場の60%強で少なくとも業務の一部は民間委託されているといわれる。1998年度には管きょ、ポンプ場、処理場、その他を合わせて清掃費で147億円、補修費で399億円、運転管理委託費で1229億円、その他委託費で222億円の外部委託（公社などへの委託を含む）が行われている。

ただし、国内では少数の民営水道事業を除くと、図1に示すように、民間の上下水道事業への関与はおおむね労務代替的な維持管理の実施にとどまっており、業務ごとに別々に部分委託発注している例も少ない。これらの委託は、1年ごとの契約が通常である。

2 上水道事業の民営化動向

2000年に、厚生省（当時）は水道法の一部改正について生活環境審議会に諮問し、了承を受けている。

この中で、「特に中小の水道事業者にとって技術的に困難となりつつある浄水場の運転管理、水質管理などの技術上の業務を、技術的に信頼できる第三者に委託して適正に実施できるようにすること」、および「水道事業における管理体制強化の一つの手段として、複数の水道事業の統合による広域的な事業経営を推進するため、従来別々の水道事業として認可されていた複数の事業を、経営が一体的に行われる場合には、一つの事業として認可できることとし、その際の事業認可等の手続きを簡素化」す

図1 日本の上下水道運営の民間業務範囲イメージ



ることを予定している。

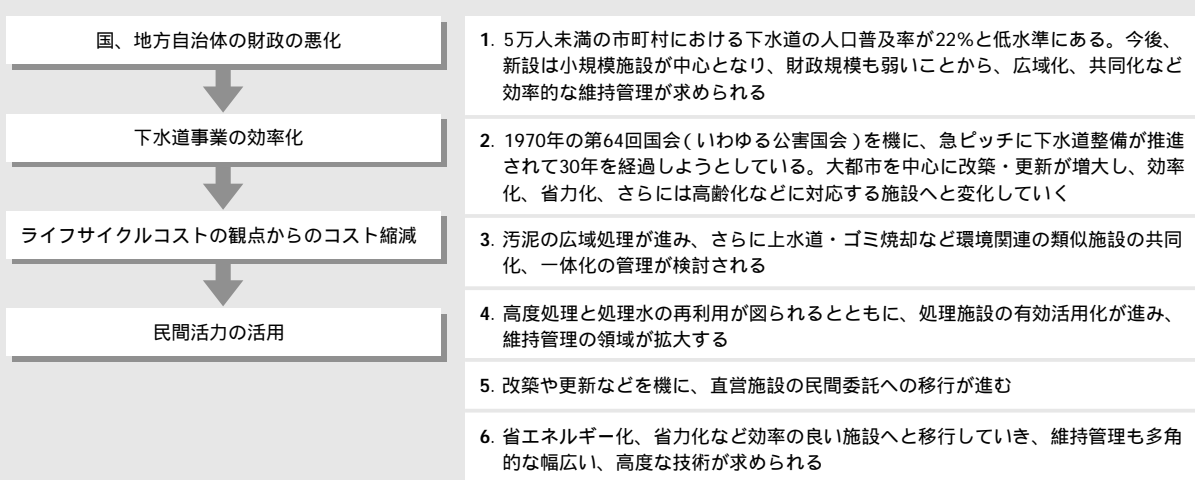
特に簡易水道は、規模が小さいことから運営が厳しく、設備が老朽化しても更新できないなどの問題も出てきている。水道法改正では、これらの問題を抱える簡易水道事業および中小規模の上水道事業が、技術力も高く運営も安定している大都市部の上水業者に、浄水場の運転・管理などの業務を水道法上の責任を伴った形で委託することを想定しているが、この部分での民間参入が広がる可能性もある。

3 下水道事業の民営化動向

社団法人日本下水処理施設管理業協会では、財政事情の悪化などから図2のような動きが起きてくることを予想している^{文献3}。特に、欧米における民営化の進展状況を踏まえると、下水道設備の改築・更新などを契機として、包括的かつ長期の民間委託が導入される可能性がある。

上下水道ともに、維持管理業務の民間委託の拡大・長期化、民間委託業務範囲の拡大、広域化・統合化の進展が今

図2 下水道維持管理の今後の潮流と予想されること



出所) 日本下水道処理施設管理業協会「21世紀に向けた下水道事業の維持管理のあり方について」2000年5月より作成

後の政策課題としてあげられており、その具体化の手段として上下水道の民営化が進むものと考えられる。

欧米の上下水道事業民営化事例からの教訓

1 各国で異なる民営化スキーム

上下水道の民営化で先行した仏・英・米の3国では、全く違う経緯をたどって民営化が進められてきた。

最も先行したフランスでは、100年以上前から公設上下水道の民間会社への運営委託が行われ、今日では人口の70%以上が民間運営委託の上下水道事業のサービスを受けている。一方、英国では、1940年代から水道事業の効率化が始まり、上下水道公社を流域別に統合したうえで、民間会社化する形の民営化を実施してきている。

日本での民営化を考えるうえで最も示唆に富むのが、1990年代に米国で推進された、フランス型の長期運営委託方式の導入による民営化である。米国では、経験と財務力に勝るフランス企業が、上下水道民営化市場を席卷している。

2 各国の民営化スキーム

(1) フランス コンセッション契約による長期運営委託

フランスでは現在、上水道では人口の87%、下水道では下水処理人口の66%が、民間委託・委譲の形によるサービスを受けている。

1853年にCGE（ジェネラル・デゾー社、現ビベンディ社）が設立され、リヨンの水道事業の委託を受けたのが、フランスでの民営化（民間委託）の始まりである。そ

の目的は、民間の経営能力を活用することにより、サービス向上とコスト削減を図ることである。後のスエズ社となるソシエテ・リヨネーズ・デゾー・エ・エクレラージュ社も、1880年には設立されており、古くから民間委託の歴史を持っている。

フランスでは多様な民間委託が行われており、包括的な労務代替的管理運営委託を5～10年程度で実施するもの（オペレーション・メンテナンス委託）、地方自治体が整備した施設・設備を民間に長期リースして運営を委託するもの（アフェルマージュ契約）、水道事業の実施権限を民間企業に委譲して、施設・設備の建設から運営まで一括して民間に任せるもの（コンセッション契約）などの形態がある。

コンセッション契約の内容は、個々の契約ごとに異なるが、おおむね図3のようにアフェルマージュ契約に民間投資による施設・設備の建設を加えたものである。フランスのコンセッション（またはアフェルマージュ）契約は10～30年程度にわたる長期契約であり、契約終了後には地方公共団体が適切な民間企業を再度選定して運営委託・委譲を行う。

フランスでは、1980年には大手8社を含む50社が上下水道の民間受託を行っていた。しかし現在では、ビベンディ、スエズ、SAURの3社が市場の7割程度を握っており、上下水道の民間受託会社の統合が進んでいる。

(2) 英国 上下水道公社の民間会社化

英国では、フランスとは異なり、公営の水道公社を民間会社化する形での民営化が行われた。水道事業民営化の最大の理由は、設備投資のための公的資金の不足解消であ

図3 アフェルマージュ契約、コンセッション契約での民間業務範囲イメージ



注1) アフェルマージュ契約でも、設備更新の一部は民間で担当・負担することが多い
 2) フランス以外の国も含めた一般的な形で表現した

り、公営の独占公共事業における効率を高める手法としての公営企業売却計画にも沿っていた。

1945年の水法（Water Act）により、供給義務、供給保証および財務規定についての規制が、水道事業者（公営・民営）に課せられた。この法規が導入された結果、効率的な経営単位への移行を目的とした事業者間合併が起こり、1946年から70年までに

事業者数は1226から198にまで減少した。この時点の事業者198のうち、64が単一の自治体による運営、101が複数の自治体による運営、33が法定民間水道会社（Statutory Water Companies）による運営であった。

1973年に新水法が制定され、イングランドに9の、またウェールズに1の水道公社（Water Authority）が設立された。民営化

表2 英国の民営水道会社の基本データ

事業者名	面積 (km ²)	人口 (万人)	総給水件数 (万件)	収入 (億円)	
				上水道	下水道
	(1990年1月)	(1990年1月)	(1990年1月)	(1998年度)	(1998年度)
アングリアン・ウォーター	22,140	374.7	161.2	567.9	821.7
ウェリッシュ・ウォーター	20,000	310.0	120.0	445.1	413.3
セバーン・トレント	18,960	690.0	288.0	778.3	1,015.0
ユナイテッド・ユーティリティーズ	14,500	700.0	275.2	752.9	1,019.9
ヨークシャー・ウォーター	13,900	440.0	187.7	546.8	564.1
テムズ・ウォーター	12,950	723.5	314.8	821.2	1,195.2
サウス・ウェスト・ウォーター	10,300	150.0	66.4	205.2	295.0
ウエセックス・ウォーター	7,350	110.0	47.5	163.4	335.5
サザン・ウォーター	4,450	211.9	93.5	245.2	571.3
ノース・アンブリアン	3,840	117.7	50.3	504.4	359.1
(参考) 東京都	184	1109.4	488.6	3659.1	1836.3

注1) 1ポンド = 約180円で換算
 2) 計画給水面積、給水世帯数、東京都全体の営業収益、使用料収入
 出所) 英国独占・合併委員会の報告書や、*Financial performance and expenditure of the water companies in England and Wales*
 2001など各種資料より作成

前の段階では、この10公社で英国の水供給シェアの78%を占めていた。

1989年に、さらに新しい水法が制定された。飲料水の供給に関する水道会社の機能（法定民間水道会社の供給地域を除く）下水道関連機能、資産、権限、債務が同年9月1日に、10公社を引き継ぐ水サービス会社（Water Services Companies）に移管された（前ページの表2）。それと同時に、すでに29に統合されていた法定民間水道会社も、水道供給の免許を受けた（1992年時点で26社に統合）。

図4に示すように、民間会社化が行われた英国でも、料金決定など政策・規制的な側面に関しては中央政府の役割が残されている。また、統合が進められた民間会社の規模については、表2に示した通りだが、英国で最大の上下水道民間会社であるテムズ・ウォーター社と比較しても、東京都の上下水道事業の方が、給水件数・収入などの面で規模が大きく供給地域の人口密度も高いことから、事業経営上有利であると考えられる。すなわち、日本での民営化ポテンシャルは高い。

（3）米国 フランス企業参入による民営化の加速

1992年にブッシュ政権下で、上下水道を含むインフラ民営化を推進する方針が打ち出された。さらに、IRS（内国歳入庁）が、連邦補助金を受けた設備の長期民間運営委託を制限する効果を持っていた税制を緩和したことで、上下水道の民営化が進み、現在では上水道事業の15%が民間会社により保有・運営されている^{注1}。

上下水道の民間運営委託については、例えば全米市長会議の調査では、調査対象の市の40%が実施している^{文献4}。調査によって異なるが、上下水道合わせてすでに1000件以上の民間委託が行われている^{文献5}といわれる。

上下水道民営化推進の理由としては、次のようなものがあげられている。

- より厳しい連邦環境規制への対応を、民間の力を借りて実施
- 運営コストの削減
- 財政問題（更新投資を民間資金で実施）
- 優秀な自治体職員マネジャーの退職

図4 水道事業の民間会社化での民間業務範囲イメージ



注) 英国以外の国も含めた一般的な形で表現した

首長の政治公約・イデオロギー上の理由

米国では近年、フランス型のコンセッション（またはアフェルマージュ）方式（フランス以外の国では、アフェルマージュ契約とコンセッション契約をほとんど区別しない）での民営化が市場を席卷しており、フランスのビベンディ、スエズの2社が主要なプレーヤーとなっている。

ビベンディ社は、1999年に当時米国で最大の民間運営受託会社だったUSフィルター社を買収し、米国市場での橋頭堡を築いた。これに対抗する形で、スエズ社も1999年に水エンジニアリング会社のナルコ・ケミカル社を買収し、2000年には以前から出資していた民間水道事業会社で全米第2位のコナйтеッド・ウォーター・リソース社の完全子会社化を実施している。

このように、仏・英に比べて上下水道民営化のタイミングが遅れた米国では、経験と資本力で国内企業より優れるフランス企業が民営化市場を押さえる結果となった。

3 仏・英・米の経験に基づく教訓

日本では、小規模な上下水道事業者が数多く存在している現状を踏まえると、1970年までの英国のように、政策的に効率的経営単位を目指して事業者統合を進めた後に、民営化を推進するという選択も可能である。

一方で、1990年代の米国と同様に、運営コストの削減や自治体の財政問題への対応を一義的な目的として民営化が進められる場合は、現在のような作業実務に限定された部分委託ではなく、ある地方自治体の所有する上水道・下水道の運営を、包括的か

つ長期間にわたって民間企業に委譲するコンセッション（またはアフェルマージュ）契約に近い形で、民営化が進むことになると思われる。

日本でのPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）事業^{注2}、すなわち民間の資金とノウハウを活用して行うインフラ整備事業の推進の潮流を踏まえると、既存の上下水道設備の改修や更新を民間の資金・投資で実施するとともに、以降の運営を包括的に民間に任せるスキームが普及していく可能性も十分に考えられる。

日本での上下水道民営化シナリオ

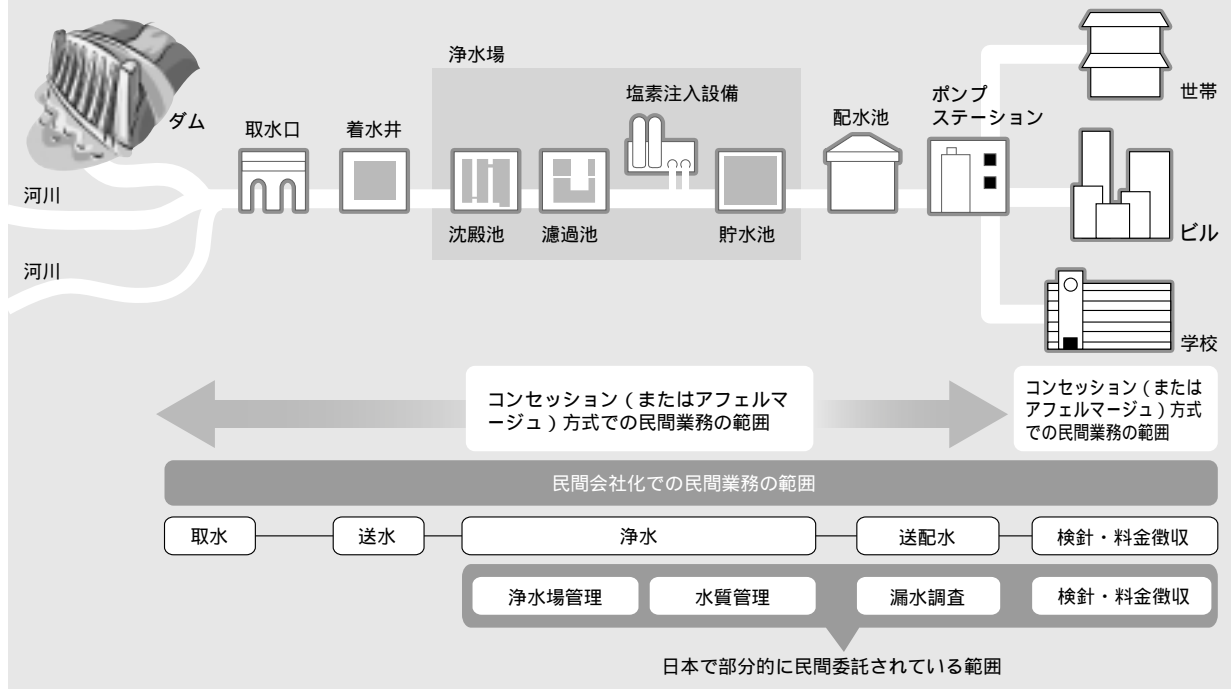
日本での上下水道民営化については、まだ議論が続いているが、形態としては大きく、民間委託の拡大にとどまる、フランス型のコンセッション（またはアフェルマージュ）契約の導入、上水道事業の民間会社化の3つのシナリオが想定される。地方自治体ごとに～のシナリオが選択され、3つが同時進行する可能性が高い。当然、シナリオごとに民間の業務範囲は異なる（次ページの図5）。

1 民間委託拡大シナリオ

上下水道事業にかかわる業務の大半が、民間企業にアウトソーシングされるシナリオであり、厳密には民営化シナリオとはいえない。43ページに示した図1の「事業経営の責任」を民間がどれだけ負えるかにより、運営の効率化およびコストの削減の程度が異なる。

例えば、荏原エンジニアリングサービスは、上下水道施設の広域監視センターを設

図5 上水道流と民営化（政策・規制部分を除く）の範囲



置ることにより、従来方式よりも監視要員などを減らし、コストを2～3割削減することを見込んでいる^{文献6}。地方自治体は、従来の人工（にんく）ベースの精算主義での発注に代えて、このような新しい技術・手法を民間の責任で導入することを許容していく必要がある。

2 コンセッション（またはアフェルマージュ）契約導入シナリオ

コンセッション（またはアフェルマージュ）契約では、地方自治体と民間企業の間で、サービス内容、サービス水準についての明確な契約を結んだうえで、民間企業が事業を実施する。契約の範囲内で、民間企業に相当な経営の自由度が与えられており、民間企業の創意工夫によるコスト削減の余地が大きい。フランス企業は、旧自治体職員を自社で受け入れて、多能化、再配置などにより効率を向上させている。

コンセッション（またはアフェルマージュ）契約では、フランス企業が、コスト削減手法やリスクヘッジ手法、およびこれらを担保する長期契約の内容について、圧倒的なノウハウを保有している。これに対して日本企業は、維持管理技術ではフランス企業に決して劣らないものを持っているものの、契約などのノウハウで若干劣る側面がある。

とはいえ、日本ヘルス、荏原製作所および荏原エンジニアリングサービス、栗田工業などの日本企業も、コンセッション契約のような包括的委託・委譲を通じ、自治体に代わって上下水道事業を運営する能力を有している。

また、水道法の改正により、例えば東京都のように運営が効率的で、財務的にも安定している地方自治体が、他の自治体の上下水道事業の運営委託を受けることも可能になる見込みである。

米国のように海外企業（あるいは海外企業と国内企業の合弁会社）に民営化市場を席卷される前に、国内企業がノウハウを蓄積することが必要である。そのための場として、コンセッション（またはアフェルマージュ）契約パイロットプロジェクトを国、地方公共団体、民間企業が一体となって実施することが望ましい。

改正水道法のもとで、上下水道の運営をどこまで包括的に委託・委譲できるかについては、今後の議論を待つ必要があるが、少なくとも受託者となる民間企業や地方自治体が責任を負う形での業務委託は可能となる。また、新設の上下水道については、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づくPFI事業（コンセッション契約）化も可能である。

3 上水道事業民間会社化シナリオ

英国と同様に、既存の水道事業地方公営企業を民間会社化することも、考慮に値する選択肢である。

サービス人口当たりの投資額は、下水道の方が上水道より大きいいため、投資にかかる借入金返済負担が重い。41ページの表1に示したように、上水道事業（法適用）の収入に占める支払利息の割合は18.5%にすぎないのに対し、下水道事業（法適用）では45.4%に達している。このような差異は海外でも同様で、下水道事業には多額の補助金が投入されており、下水道事業を単独で民間会社化している例は少ない。日本でも民間会社化の対象は、上水道事業が中心になるものと考えられる。

水道事業（法適用）は、地方公営企業法

に基づいて経営されているため、もともと民間企業に近い経営体質を持っており、自ら民間会社化することも技術的には容易である。また、経営・財務的に大きな問題がない上水道事業地方公営企業の場合、民間企業が買収することを考えるかもしれない。

民間会社化した場合の料金水準の設定については、議論の残るところである。民間水道事業の公益性を重視するのであれば、新たに法制度を整備して、電気事業などと同様に総括原価主義で料金を設定する公益企業として、民間水道事業会社を位置づけていく考え方もありうる。

民間水道事業会社は、国内の中小上水道事業や簡易水道事業の運営委託を受けていくだけでなく、海外の民営化市場に参画していくことも可能となる。特に、規模が比較的大きく技術力も高い地方公営企業の場合、民間会社化により、このような運営委託収入を大幅に拡大することを目指すことも可能である。

上下水道事業民営化に向けて官・民の役割の再定義

欧米の先進国で上下水道の民営化が進んでいる背景には、「水は公共財」という考え方から、「民営でできることは民間に渡したほうが良い」という考え方への変化がある。日本でも、全国の水道普及率が96%に達しており、官による整備の必要性は薄くなってきている。厳しい地方財政事情を踏まえても、「民間でできることは民間に任せる」という発想が重要になってこよう。

仏・英・米では、民営化後も施設・設備

の保有（英国を除く）、およびサービス提供・料金水準の責任と最終決定権限は、公共側が担保している。日本の上下水道事業についても、このように「政策・規制」部分と「事業・現業」部分とを明確に分離して、後者は民間に委ねることが望ましいと考えられる。

「事業・現業」部分を民間に委ねる手法としては、すでに見た通り、大きく分けて、コンセッション（またはアフェルマージュ）契約による長期民間運営委託、地方公営事業の民間会社化の2つの手法が存在する。

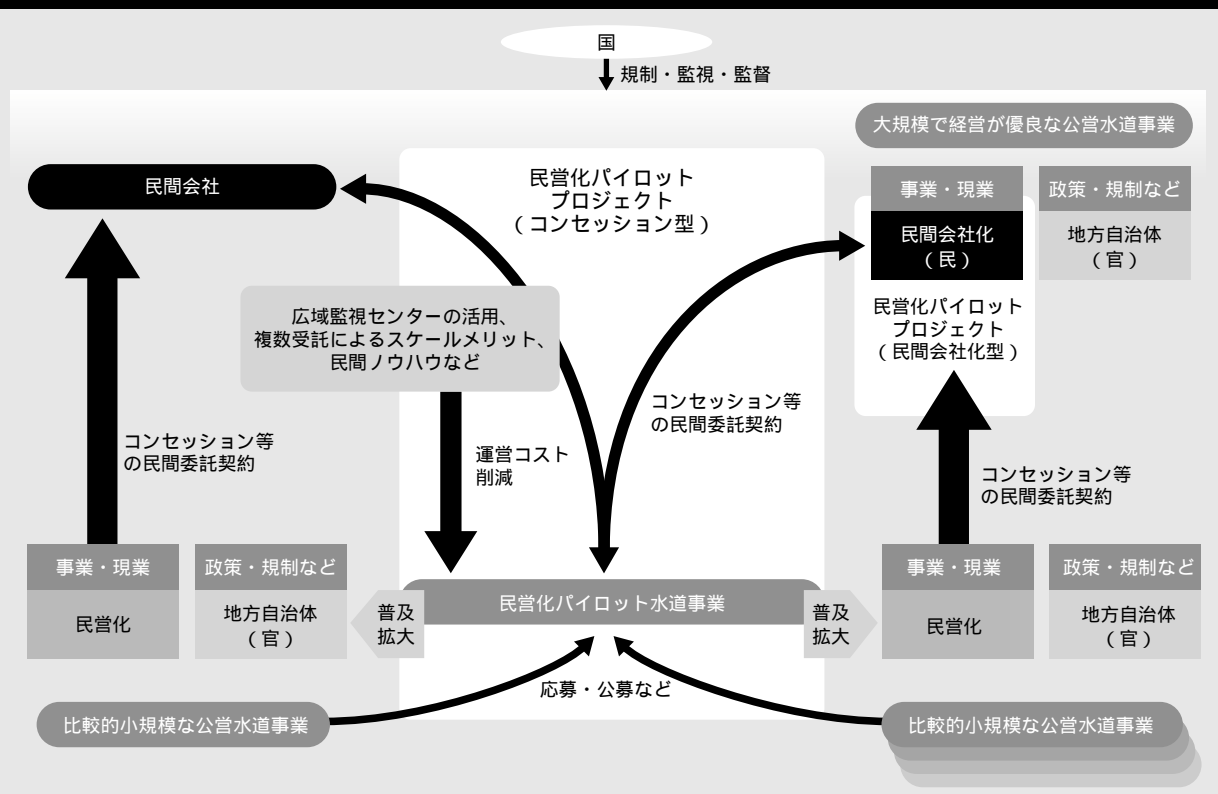
コンセッション契約を通じての民営化は、現在の民間委託の拡張であり、委託・委譲の範囲に関する法制度上の問題さえ解決すれば、比較的容易に導入することができる。また、「民間にできることは民間に

任せる」というスタンスからは、民間会社の水道事業買収や、地方自治体職員が自ら水道事業を買い取って民間会社化することなどを推奨しても良いはずである。

例えば英国では、米国の総合エネルギー企業であるエンロン社がウェセックス・ウォーター社（45ページの表2を参照）を買収して、これを核にアズリックス社という民間水道事業会社を立ち上げている。また、水道事業ではないが、1994年に国営のベルファスト国際空港を、MEBO（経営者と従業員による買収）の形で、同空港の経営陣と従業員が金融機関からの融資を受けて買い取り、民営化した事例がある。

このように、民営化を「官の領域が民に奪われる」というネガティブな視点で見るのではなく、官が自ら民の領域に転換する契機ととらえることができることを強調し

図6 水道事業民営化の全体像とパイロットプロジェクトのイメージ



たい。

図6は、水道事業（上水単独ないしは上下水双方）の民営化の全体像イメージを示したものである。大規模で経営が良好な公営水道事業体は、事業・現業部門を民間会社化することが可能である。同時に、既存の民間会社と共に、他の比較的小規模な公営水道事業体からコンセッション（またはアフェルマージュ）契約を受けることができる。

このような民間会社は、複数の水道事業を運営受託するため、広域監視センターの活用や人員の広域巡回の実施により、スケールメリットを発揮して運営コストの削減を図ることができる。

民営化のメリットを実際に確認・検証するためにも、国、地方自治体、民間企業が協力して、モデルケースとして民営化パイロットプロジェクトを実施することが望ましい。その結果が有望なものであるならば、各地方自治体とも安心して民営化に取り組んでいくことが可能になる。

このような民営化の議論は、上下水道事業だけに限定されるものではない。交通事業、地方空港、（公営）電気事業、工業用水道事業、公立病院、公立学校なども同様の枠組みで、コンセッション方式ないしは民間会社化方式による民営化の検討を進めていくことが可能であることも付記しておきたい。

注

- 1 米国ブラック・アンド・ビーチ社のユーティリティ強化サービスのナショナルディレクター、マイロン・A・オルスタイン氏による。
- 2 フランスと英国では、PFI事業はコンセッション契約であると理解されており、コンセッション契約は民営化手法の1つであるとされている。

参考文献

- 1 国際協力銀行開発金融研究所「上下水道セクター民営化の動向 開発途上諸国と先進国の経験」2000年1月
- 2 日本水道協会「『水道事業の民営化に関する調査研究』について」『水道協会雑誌』1999年11月号
- 3 日本下水道処理施設管理業協会「21世紀に向けた下水道事業の維持管理のあり方について」2000年5月
- 4 Water Industry News, July 2001 (<http://waterindustry.org>)
- 5 *Environmental Business Journal*, Vol. 11, No.5/6
- 6 『日経産業新聞』2000年12月21日
- 7 パシフィックコンサルタンツ「先進諸国公共事業システム調査報告2」1998年4月

著者

石上圭太郎（いしがみけいたろう）

事業戦略コンサルティング部上級コンサルタント

専門は事業戦略、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、民営化